令和3年度 最上川中部水道企業団資金不足比率について

「資金不足比率」は、地方公共団体の財政の健全化計画に関する法律第22条第1項の規定に基づき公表するものです。

(単位:千円)

項目	算式		算定結果	備考
資金の不足額	流動負債-控除企業債等-流動資産	182, 618 – 47, 651 – 1, 458, 689	0 (△1, 323, 722)	資金不足がマイナス (△) の場合 は、資金不足額はなし「0」となり資金 剰余金額となります。
事業の規模	営業収益-受託工事収益	579, 395—4, 471	574, 924	
資金不足比率	資金の不足額/事業の規模	0/574,924	_	資金不足比率が生じていないため、 資金不足比率は「一」と表示します。

資金不足比率の公表

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、令和3年度最上川中部水道企業団事業会計を監査委員の審査に付したところ、資金不足比率はなしであり、財政状況は健全であると認められました。